

①未着手・休止市町村の着手及び再開に向けての支援

- 1) 国による地籍アドバイザーの派遣制度を活用して助言等が得られ易い環境を構築し、未着手・休止市町村への人的な支援を強化する。
- 2) 市町村調査の着手を容易にするため、国による基本調査を積極的に活用するよう働きかけていく。

1) 地籍アドバイザーの派遣について

地籍アドバイザーは、地籍調査に関する高度な知識を持った専門家で、市町村等における地籍調査実務の経験者や土地家屋調査士、測量士等から構成されています。

国では、地籍調査を行っている、あるいは行おうとしている市町村等からの要望に応じて、登録されている地籍アドバイザーを市町村等へ派遣する「地籍アドバイザー派遣」を行っており、地籍調査の実施にあたって問題が生じた場合や、地籍調査の着手準備時のアドバイス、講習会での講師など、様々な場面で活用可能な制度です。

また、市町村等が直面する調査上の課題を克服してより円滑な調査を進めるため、地籍調査に関する豊富な知識や経験を有する**有識者（地方公共団体の職員・元職員等で国が指定する者）**を派遣し、助言を行う仕組みを構築するとともに、国が新制度や新手法の周知・普及を図ることにより市町村等への支援を強化します。

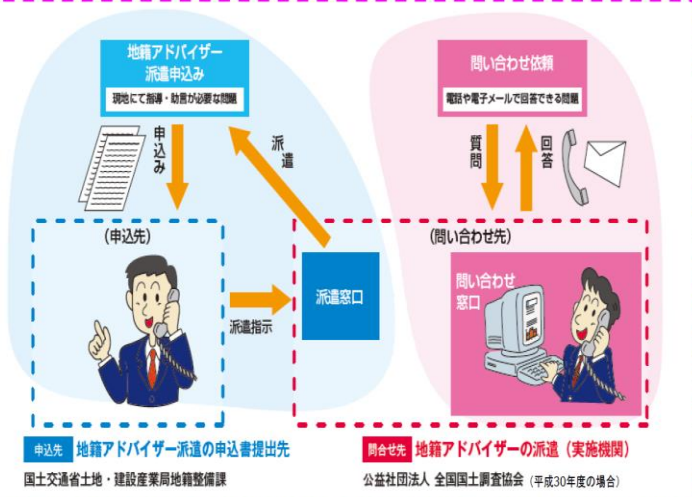
地籍アドバイザー派遣の概要

【地籍調査実施上の課題】

- ▶ 来年度から地籍調査に着手したいが何から始めて良いか分からず不安である。
- ▶ 地籍調査実施中に発生した問題点や疑問点の解決方法が分からない。
- ▶ 地籍調査（一筆地調査、地籍測量）に関する研修会を実施したいが適切な講師が見当たらない。

市町村等からの要望に応じて地籍アドバイザーを派遣し、課題に対する助言・補助などの支援を実施

(平成30年度派遣実績: 74人日)



2) 基本調査について

基本調査は、その成果を将来の地籍調査で活用することで、市町村等は測量等に必要経費や労力を削減することが可能であり、地籍調査を実施する上での負担の軽減や地籍調査の促進が図られます。「都市部」及び「林地（山村部）」は、全国平均進捗率に比べて地籍調査の進捗が遅れているため、国が地域の特性に応じた以下の先進的・効率的な手法を活用しながら基礎的な情報を整備し、新しい手法の事例を蓄積・普及することによって市町村等へ当該手法の導入を図り、積極的に活用するよう働きかけます。

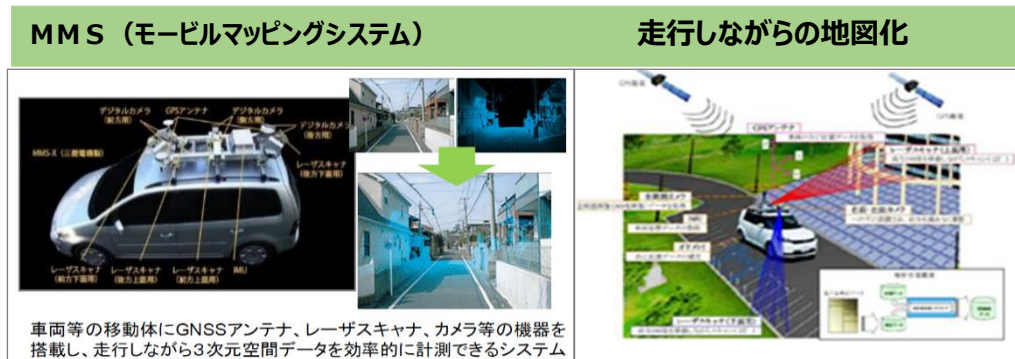
従来、市町村等による地籍調査では所有者等との現地立会いが不可欠でしたが、今後は立会いを省略できるケースがあり、新しい手法の普及は調査の迅速化に繋がります。

都市部

都市部における調査を促進するため、平成 22 年度から「都市部官民境界基本調査」として実施し、令和 2 年度からは「効率的な手法導入推進基本調査（MMS（モービルマッピングシステム）等活用型）」に名称が変更され、国が経費を全額負担して実施しています。

調査の内容は、MMS（モービルマッピングシステム）による計測データや民間測量成果、公物管理者が保有する情報等を活用し、官民境界の基礎的情報を整理したうえで、図面等にまとめます。

MMS を搭載した車両を走らせることによって広範囲のデータを短時間で計測することが可能となり、現地測量等の作業日数の短縮、コスト削減も可能となります。



林地（山村部）

林地における調査を促進するため、平成 22 年度から「山村境界基本調査」として実施していましたが、令和 2 年度からは「効率的な手法導入推進基本調査（リモートセンシングデータ活用型）」に名称を変更し、国が経費を全額負担して実施しています。

航空機等を用いて、空中写真、航空レーザー測量等のリモートセンシングデータを広範囲に取得することで机上での測量作業が可能となり、現地測量コストが削減できます。

また、後続調査においては、リモートセンシングデータを活用した筆界案をもとに、集会所等において境界を確認するため、現地立会いの簡略化につながり、効率的な広範囲での地籍調査を実現します。

リモートセンシングデータの活用

